

三重県企業庁が発注する設計業務委託のうち、「水道施設整備費に係る歩掛表」【厚生労働省】を適用する設計業務委託については、下記のとおり設計等における数値の扱いを行うこととします。

記

1 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

「水道施設整備費に係る歩掛表」に記載のとおり適用する。

(2) 端数処理等の方法

業務価格以外は、「水道施設整備費に係る歩掛表」に記載のとおり適用する。

業務価格は、1,000 円単位とする。1,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 (1,000 円単位で切捨て) するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

	水道施設整備費に係る歩掛表	企業庁の運用
①数量	数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位まで(第4位四捨五入)	水道施設整備費に係る歩掛表と同じ
②単価 (単価表及び内訳書の各構成要素の単価)	補正等により単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)	
③金額 (設計数量×単価)	1円単位 (1円未満切捨て)	
④単価表の合計金額 (設計業務等)	端数処理なし	
⑤内訳書の合計金額	端数処理なし	
⑥経費を算出する際の係数	経費を算出する際の係数( $\alpha / (1 - \alpha)$ など)の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位まで(第3位四捨五入)	
⑦業務価格	10,000 円単位  (10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 (10,000 円単位で切捨て) する。ただし、単価契約は除く。	1,000 円単位  (1,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 (1,000 円単位で切捨て) する。ただし、単価契約は除く。

 「水道施設整備費に係る歩掛表」と運用が異なる箇所